

お知らせ

発行／加茂市役所
〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
TEL 0256-52-0080
FAX 0256-53-2729
ホームページ
<http://www.city.kamo.niigata.jp>
E-mail
kamo@city.kamo.niigata.jp
編集／総務課
印刷／(有)とう印刷

児童厚生員を募集

児童館勤務



市内の児童館で勤務する児童
厚生員を募集します。

採用人員 1名

受験資格 高校卒業以上で女性
の方。

資格は特に必要ありませんが、
教員免許、保育士免許のある人
を優先します。

報酬 月額11万1千100円

勤務先 市内児童館

勤務時間 平日は放課後から午
後6時30分。

長期休暇中は午後1時～6時
30分。

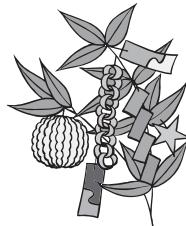
勤務しない日 学校休業日

選考 作文と面接試験

※試験日程は後日連絡します。

申し込み・問い合わせ 市販の

本町七夕まつり 31日夕方から



加茂本町商店街振興組合では、
本町大通り（宮大門～長沢薬局
の間）を通行止めにして行う
「本町七夕まつり」で、さまざま
なイベントを開催します。

夕涼みを楽しみながら、七夕

人）で無投票となりました。委
員の任期は3年間です。

定数16人（届け出順）▼西村
修市▼高橋尚也▼石田友藏▼安
中政春▼佐藤愛子▼増井敬治▼

飯岡佐治雄▼小柳成吾▼坂内長
市▼永井尚文▼坂上淳也▼長谷
川正典▼加茂重夫▼近藤サチ子
▼坂上辰彦▼早川孝策



石川さゆり



大川栄策



長山洋子



山内恵介

7月6日執行の加茂市農業委
員会委員一般選挙が6月29日に
告示され、同日午前8時30分か
ら午後5時まで立候補の受付を行
いました。

届け出の結果は16人（定数16

問い合わせ 加茂市選挙管理委
員会（☎内線254）

NHK「BS日本のうた」出演者のお知らせ

9月4日（木）に文化会館で行うBSプレミアム「BS日本のうた」公開録画の出演者をお知らせします。

なお、観覧申し込みなどは前号の広報かもお知らせ版をご覧ください。

出演者 石川さゆり、大川栄策、長山洋子、山内恵介ほか

問い合わせ NHK新潟放送局（☎025-230-1682※テープ案内、<http://www.nhk.or.jp/niigata/>）、文化会館（☎53-0842）

加茂病院は加茂市の宝
「美人の湯」も加茂市の宝
よろしくお願ひいたします

農業委員会委員 16人決まる無投票で

人）で無投票となりました。委
員の任期は3年間です。

定数16人（届け出順）▼西村
修市▼高橋尚也▼石田友藏▼安
中政春▼佐藤愛子▼増井敬治▼

飯岡佐治雄▼小柳成吾▼坂内長
市▼永井尚文▼坂上淳也▼長谷
川正典▼加茂重夫▼近藤サチ子
▼坂上辰彦▼早川孝策

まつりに来てみませんか。
日時 7月31日（木）午後5時～8時20分
場所 本町大通り
※まつり当日の午後3時から9時まで、宮大門～長沢薬局の間は通行止めになります。ご注意ください。
月15日（金）までに福祉事務所（☎内線177）へ。
内容 ①本町食べ物マルシェ
②カモレンジャーショーアート、漫談ほか
③ちびっこラムネ飲み競争
④七谷民謡研究会の太鼓演奏
その他 本町の七夕飾りは、7月28日（月）から8月5日（火）まで飾られます。
また、アーケードには葵幼稚園と西宮保育園の園児が作った七夕笛飾りも飾られます。

月 日	当 番 医	内 容
7 / 20 (日)	服部クリニック	53-4680
21 (月・祝)	徳友医院	53-0167
27 (日)	須田医院	41-5025
8 / 3 (日)	星野内科医院	41-4141
10 (日)	小池内科消化器科クリニック	53-3355

休日当番医

9:00～17:00

大切に使おう みんなの国保

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるよう、日ごろから収入に応じてお金（国保税）を出し合い、みんなで助け合う制度です。

国保は医療保険の一つとして加茂市が運営し、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、後期高齢者医療制度に加入している人など、活保護を受けている人などが国保に入ります。

国保の保険証

■国保の保険証を更新

被保険者証（国民健康保険被保険者証）を8月に更新します。新しい保険証は「空色」で、世帯の分をまとめて世帯主宛てに郵送しますので、内容を確認のうえ大切に保管してください。

▼資格がなくなつたら届け出を

他の市町村へ転出する場合は必ず届け出て保険証をお返しください。

▼学生の場合

市外に住所を移している学生

■保険証の有効期限

は特例で加茂市の国保の保険証を交付します。在学証明書または学生証の写しを添付し、市民課の窓口へ申請してください。

通常は毎年7月31日までですが、次の場合には有効期限が別に定められています。

▼退職者医療の対象者は64歳まで

退職者医療制度に該当している人との被扶養者で、65歳になる人の保険証は、有効期限が誕生日の月末までです。

対象者には、有効期限が切れると一般の保険証をお届けします。

■退職者医療制度

65歳未満の国保加入者のうち、会社などを退職して、年金（厚生年金や共済年金）を受けられる人と、その被扶養者は「退職

▼70歳になる人には兼高齢受給者証

70歳に達している人（以下高齢受給者。ただし、後期高齢者医療制度の対象者は除く）の保険証は高齢受給者証を兼ね、その負担割合が記載されています。高齢受給者となるのは70歳の誕生日の翌月（1日生まれの人は誕生日）からです。

新たに70歳になる人の保険証は、有効期限が誕生日の月末（1日生まれの人は前月末）までです。

対象者には、有効期限が切れる前に一部負担金の割合が記載された新しい保険証（兼高齢受給者証）をお届けします。

新たに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までと表示されています。

これは、75歳になると「後期高齢者医療制度」に加入するためです。

75歳の誕生日までは後期高齢者医療制度の保険証をお届けします。

者医療制度」の保険証により、医療を受けます。退職者医療制度は、本人の自己負担と保険税のほかは、職場の健康保険などが出し合う拠出金を財源とします。

退職者医療制度の対象となる人は保険証を切り替えますので、必ず届け出してください。

なお、対象者は、次の条件のすべてに当てはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者です。

すべてに当てはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者です。

以上もしくは40歳以後の加入期間が10年以上ある人（雇用保険受給者、若年停止者を除く）。
▼被扶養者（扶養家族）
主に退職被保険者の収入によつて生計を維持している次の人に。
①退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁含む）と三親等以内の親族、または配偶者の父母と子。
②国保に加入している65歳未満の人。
③年間収入が130万円（60歳以上の人や障害者は180万円）未満の人。
保険証の切り替えには年金証書（加入期間が書いてある証書）と一般的の国民健康保険証が必要です。

こんなときは14日以内に市民課へ届け出してください	
国保に加入	こんなときは 持ってくるもの
他市町村から転入してきたとき	転出証明書
退職や認定取消などで他の健康保険をやめたとき	健保などの資格等喪失連絡票
子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳
生活保護を受けなくなつたとき	保護廃止連絡票
他市町村へ転出するとき	保険証
他の健康保険に加入したとき	国保と健保などの保険証
死亡したとき	印鑑、保険証
生活保護を受けたとき	保険証、保護開始連絡票
その他	退職者医療制度の対象になつたとき 住所、世帯主、氏名などが変わつたとき 保険証をなくしたとき 保険証の内容訂正または汚れたとき 修学のため他市町村へ行くとき
国保を脱退	年金証書、保険証 保険証 本人確認できるもの（代理人の場合は郵送） 保険証 保険証、在学の証明書
その他	年金証書、保険証 保険証 本人確認できるもの（代理人の場合は郵送） 保険証 保険証、在学の証明書

高額療養費の自己負担限度額

年齢や所得で変わります



高額療養費は年齢や所得に応じて、本人が支払う医療費の上限が定められています。

■70歳未満の高額療養費
国保に加入している人の医療費が高額になったときに、一つの医療機関の窓口での支払いは高額療養費の自己負担限度額まで済むようになっています。高額療養費の限度額は所得に

よって複数の区分があります。

医療機関の窓口でその区分に応じた限度額を適用させるためには「限度額適用認定証」が必要です。入院や通院で自己負担が高額になるときは、あらかじめ健康課で申請し、交付された認定証を医療機関に提示することで、医療機関での負担が限度額までとなります。

払いで自己負担限度額を超える場合は、いったん3割分を支払い、後から申請していただくことで自己負担限度額を超えた分が支給されます。

■70歳以上75歳未満

70歳以上75歳未満の人は個人単位（外来のみ）と世帯単位（外来・入院）でそれぞれ自己負担限度額が設定されています。

一般世帯、現役並み所得者は保険証だけを提示、低所得者I・IIに該当する人は、保険証と減額認定証を提示することで医療機関での支払いが限度額までと

なります。

また、高額療養費は保険者ごとに月単位で計算するため、月の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、同一月でそれまで加入していた医療保険制度（国保など）と後期高齢者医療制度とのそれだけで限度額を負担する

となります。70歳未満で医療機関で手続きをしてください。

新たに認定を受けようとする人は、健康課国民健康保険係で手続きをしてください。
▼限度額適用認定証
対象者 70歳未満で医療機関で手続きが必要なもの
の負担が限度額を超える人
手書きに必要なもの
現在お持ちの認定証（更新の場合）
▼限度額適用・標準負担額減額
対象者 住民税非課税世帯に属する人
手書きに必要なもの
現在お持ちの認定証（更新の場合）、長期入院該当者は90日を超える入院を証明できるもの（領収書など）。

食事の減額認定証

入院時の食事負担額は1食260円です。

しかし、住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、1食210円（90日を超える入院の場合は160円、70歳以上の人で所得が0円となる世帯の人は100円）に減額されます。

■限度額適用認定証などの更新

「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。

70歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）

所得区分\回数	3回目まで	4回目以降※1
一般世帯	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
上位所得世帯※2	150,000円+（総医療費-500,000円）×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12カ月間に、1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

※2 国保税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。

70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）

区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者（3割）	44,400円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% ※4回目以降は44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I		15,000円

70歳以上75歳未満の人の所得区分

- ①現役並み所得者（3割負担） 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の、70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請により2割負担（昭和19年4月1日以前生まれの人は1割負担）となります。
- ②低所得者II 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。
- ③低所得者I 世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

入院したときの食事代の標準負担額（1食当たり）

一般（下記以外の人）	260円
住民税非課税世帯 低所得者II (70歳以上)	90日までの入院
	90日超の入院（過去12カ月の入院日数）
低所得者I（70歳以上）	100円

※住民税非課税世帯（低所得者I、II）の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。
健康課の窓口にお申し出ください。

国保特別会計 11年連続の赤字



平成25年度の加茂市の国保加入者1人当たりの年間国保税（医療分+後期高齢者支援金分）は、7万6千428円、1世帯当たりでは13万3千853円となりました。

前年度に比べ、1人当たりでは同額、1世帯当たりでは1.0%の減少でした。一方、1人当たりの年間医療費は32万8千565円となり、内訳

をみると、国保一般が32万7千54円で、前年度に比べ4.8%の増加、退職が34万8千2円で、前年度比16・7%の減少となりました。

国民健康保険特別会計の収支状況の支出では全体の30億8千900万円が皆さんのがんの医療費などの支出に充てられています。

歳出(単位:千円)	合計
総務費	73,491
保険給付費	2,020,391
後期高齢者支援金	385,246
介護納付金	173,277
共同事業拠出金	364,221
その他	70,445
前年度繰上充用金	145,292
合計	3,232,364

歳入(単位:千円)	合計
国民健康保険税	611,917
国庫支出金	668,848
療養給付費交付金	201,555
前期高齢者交付金	870,077
繰入金	215,035
繰越金	0
その他	493,467
合計	3,060,898

平成26年度 加茂市の国民健康保険税率

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40~64歳)
所得割（前年所得から33万円を控除した基礎額に右記を乗じ算出）	6.60%	1.90%	2.45%
資産割（今年度の固定資産税額に右記を乗じ算出）	19.78%	7.80%	—
均等割（1人当たり）	26,400円	8,600円	13,420円
平等割（1世帯当たり）	19,800円	5,200円	—
賦課限度額	510,000円	160,000円	140,000円

▼受診は時間内に
時間外や休日の受診は避けるよ
急病など特別な場合のほかは
治療が大切です。ふだんと様子
が違つたら、早めに受診しましょ
う。

▼早期発見・早期治療
どんな病気も早期発見・早期
治療にたいへん役立ちます。
や体質、生活環境や健康状態を
よく知っているので、病気の治
療に役立ちます。

▼早期発見・早期治療
どんな病気も早期発見・早期
治療が大切です。ふだんと様子
が違つたら、早めに受診しましょ
う。

▼便利な口座振替を
口座振替は、1回の手続きで

問い合わせ
内線125)

受診になります。

また、国保に加入している世
帯主および世帯全員が65歳以上
75歳未満の世帯は、原則として
年金からの天引きによる特別徴
収になります。

また、国保に加入している世
帯主および世帯全員が65歳以上
75歳未満の世帯は、原則として
年金からの天引きによる特別徴
収になります。

国保税は忘れず納入を
国民健康保険税は、国保に加
入している世帯員の分をまとめ
て世帯主から納めていただくこ
とにっています。

国保税は、国保を運営するう
えでとても大切な財源です。
未納や納め忘れなどがあると、
国保財政は苦しくなり、十分な
給付ができなくなります。

納期限までに納めるようご協
力ください。納期は7月から翌
年3月までの9回です。

医療費を大切に 使いましょう

国保は高齢者の加入割合が高
く（60歳以上が58%）、医療費
の増加や国保税の負担能力など、
制度の維持、運営に大きな影響
を与えています。

医療費を大切に使うため、み
んなでお医者さんの上手なかか
り方を心がけましょう。

▼家庭医を持つ
あなたの病歴
よく知っているので、病気の治
療に役立ちます。

▼ハシゴ受診はやめる

お医者さんを次々と替える人
がいますが、これは同じ検査を
何度も行いムダなばかりか、薬
が重なり危険なこともあるので、
やめましょう。

うにしましょう。

口座振替の依頼書は、市内の
金融機関（郵便局を含む）と税
務課、市民サービスセンターの
窓口に用意してあります。

確実に納税できます。
25日までの申し込みで、翌月
納期分から口座振替納税できま
す。

不審電話に ご注意を



最近、社会保険事務所や市役所の職員など名乗り、医療費の還付をするといって口座番号を聞きだしたり、銀行等のATMで振り込み額を確認するよう促す不審な電話や訪問の事例が市内でも報告されています。

市では、手続きをしていない人に口座番号を聞くことや、銀行等のATMに行って操作をお願いすることは絶対にありません。

このような電話や訪問などで、不審に感じたら、すぐには対応せず、健康課（内線163）または加茂警察署（52-0110）にお問い合わせください。

人間ドック費用の一部助成 国保、後期高齢者

■国民健康保険 国保加入者の人間ドック費用の一部を助成しています。

対象 受診日に国保に加入している30歳から74歳の人で、国保税を滞納していない世帯に属する人。

申請に必要なもの

①申請書（健康課窓口にあり）

②受診者名、受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書

①申請書（健康課窓口にあり）

②受診者名、受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書（領収書がない場合は人間ドック結果報告書）

交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

しかし、その負担（弁償）が不十分であったり、遅れたりする場合には、国保や後期高齢者医療制度の保険証を使って治療を受けることができます。

この場合、医療費を医療保険が一時的に立て替え、あとから加害者に請求します。

国保や後期高齢者医療制度の

●事故に遭ったときは

①軽いけがだと思っても、必ず警察へ届ける。

②免許証、車検証、保険証などを相手を確認する。

③自動車のナンバーを控える。

④示談をする前に健康課国民健康保険係へ相談する（加害者が治療費を受け取つたり、示談を済ませると保険証は使えません）。

②市と契約していない健診機関で受診した場合は、人間ドック費用を全額支払い、後日助成申請をしてください。

申請に必要なもの

①申請書（健康課窓口にあり）

②受診者名、受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書（領収書がない場合は人間ドック結果報告書）

交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

しかし、その負担（弁償）が不十分であったり、遅れたりする場合には、国保や後期高齢者医療制度の保険証を使って治療を受けることができます。

この場合、医療費を医療保険が一時的に立て替え、あとから加害者に請求します。

国保や後期高齢者医療制度の

●事故に遭ったときは

①軽いけがだと思っても、必ず警察へ届ける。

②免許証、車検証、保険証などを相手を確認する。

③自動車のナンバーを控える。

④示談をする前に健康課国民健康保険係へ相談する（加害者が治療費を受け取つたり、示談を済ませると保険証は使えません）。

②市と契約していない健診機関で受診した場合は、人間ドック費用を全額支払い、後日助成申請をしてください。

申請に必要なもの

①申請書（健康課窓口にあり）

②受診者名、受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書（領収書がない場合は人間ドック結果報告書）

交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

しかし、その負担（弁償）が不十分であったり、遅れたりする場合には、国保や後期高齢者医療制度の保険証を使って治療を受けることができます。

この場合、医療費を医療保険が一時的に立て替え、あとから加害者に請求します。

国保や後期高齢者医療制度の

●事故に遭ったときは

①軽いけがだと思っても、必ず警察へ届ける。

②免許証、車検証、保険証などを相手を確認する。

③自動車のナンバーを控える。

④示談をする前に健康課国民健康保険係へ相談する（加害者が治療費を受け取つたり、示談を済ませると保険証は使えません）。

■後期高齢者医療制度

対象 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに人間ドックを受診した人で、受診時に後期高齢である人。

健康保険係 (☎内線161)

保険証を使い診療を受けるときは、「第三者行為による被害届」を健康課国民健康保険係に提出してください。

損害賠償責任保険の加入の有無を確認しておく。

を確認しておく。

交通事故に遭ったら届け出を



申請・問い合わせ 健康課国民健康保険係 (☎内線161)

後期高齢者医療制度 保険証と保険料

■保険証はページに

後期高齢者医療制度の保険証が更新されます。

8月からの保険証は「ページ」

保険料は、所得割（基礎控除

後の前年中の所得の7・15%）と均等割（1人当たり3万5千300円）の合計で算定します。

今月末になつても保険証が届かなかつたり、保険証の記載事項に誤りがあつたときは健康課

項目で個人宛に郵送します。

までご連絡ください。

■保険料

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売された、先発医薬品と同じ有効成分や効果・効能をもつ安価な

ジエネリック医薬品

医薬品です。ジエネリック医薬品への変更は、医師や薬剤師に相談し、薬の特徴や医療費について説明を聞いて判断しましょう。

平成26年度分の保険料は、7月中旬に個別に保険料額決定通知書でお知らせします。

保険料は、所得割（基礎控除後の前年中の所得の7・15%）と均等割（1人当たり3万5千300円）の合計で算定します。

問い合わせ 健康課国民健康保険係、新潟県後期高齢者医療広域連合 (☎025-285-3221)

非自発的失業者に係る 国民健康保険税の

軽減措置

③雇用保険の特定受給資格者

（倒産・解雇などによる離職者）または特定理由離職者（雇い止めなどによる離職者）であること。

※雇用保険受給資格者証の第1面「12 離職理由」欄に記載の離職理由コードが11、12、21、22、31、32、23、33、34の人が該当します。

倒産、解雇、雇い止めなどの非自発的な失業のため社会保険を脱退し、国保に加入した人に対して国保税を軽減します。

対象者 次のすべての条件を満たす人。

平成21年3月31日以後に失業した人。

平成21年3月31日以後に失業した人。

平成21年3月31日以後に失業した人。

定する際に、非自発的失業者の前年の給与所得を30／100として算定します。

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。ただし、21年度以前に遡ることはできません。

申請方法 国民健康保険証と雇用保険受給資格者証の原本を持参し、健康課窓口に届け出してください。

ださい。



暮らしのかレンダー

7月・8月

保健・衛生事業の日程は、健康カレンダーをご覧ください。

7月 22 (火) 先勝	・温水プール休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日	31 (木) 大安	
23 (水) 友引	・行政相談 市役所相談室1 9:00~11:30 ・なんでも健康相談 ゆきつばき荘 9:30~11:30 ・心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00 ・公証法律相談 市役所相談室3 13:00~16:00	8月 1 (金) 赤口	・心配ごと相談 上町コミセン 9:00~12:00 ・司法書士による無料法律相談（予約は前日までに☎52-9443へ）/司法書士会三条支部相談員：鈴木利益さん 上町コミセン 9:00~12:00 ・映画鑑賞会（一般）「父と暮せば」 市立図書館 14:00から ・古典文学の集い 市立図書館 14:00から ・民俗資料館休館日
24 (木) 先負	・読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00から ・読書会 市立図書館 13:30から	2 (土) 先勝	④休日当番医 星野内科医院 ☎41-4141 9:00~17:00 ・総体 野球（一般、壮年の部） 七谷野球場ほか 8:00から 水泳 市民プール 8:30から ・民俗資料館休館日
25 (金) 仏滅		3 (日) 友引	・民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日
26 (土) 大安	・子ども映画鑑賞会「風を見た少年」 市立図書館 14:00から	4 (日) 先負	・くらやみであそぼう！（8月5日～8日） 市立図書館 10:00~11:00 ・補聴器相談 市役所相談室4 11:00~12:00 ・温水プール休館日
27 (日) 先勝	④休日当番医 須田医院 ☎41-5025 9:00~17:00 ・総体 登山 四阿山、根子岳 4:30市役所発 ・下条川ダムへら鮎釣り大会 自然学習館 5:00集合 ・献血（400ml、200ml） リオン・ドール加茂店 9:30~11:30、13:00~15:30	5 (火) 仏滅	・心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00 ・法律相談（社会福祉協議会☎52-6667へ予約） 市役所相談室3 13:00~16:00
28 (月) 友引	・公民館・市民体育館・民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日	6 (水) 大安	・読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00から ・けんこう栄養相談会 ゆきつばき荘 13:30~16:30
29 (火) 先負	・温水プール休館日	7 (木) 赤口	
30 (水) 仏滅	・心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00	8 (金) 先勝	

人口のうごき 7月1日現在	
世帯	10,296 (+ 6)
人口	29,400 (- 7)
男	14,205 (- 5)
女	15,195 (- 2)
() 内は前月比	
(6月異動分)	
出生	13 (男 7 女 6)
死亡	31 (男 19 女 12)
転出	28 転入 39

人口のうごき 7月1日現在
 世帯 10,296 (+ 6)
 人口 29,400 (- 7)
 男 14,205 (- 5)
 女 15,195 (- 2)
 () 内は前月比
 (6月異動分)
 出生 13 (男 7 女 6)
 死亡 31 (男 19 女 12)
 転出 28 転入 39

問い合わせ 市立図書館 (☎53)

開館時間 午前9時～午後6時
 利用できる場所 2階学習室と1階閲覧室と

図書館内で学力向上のための勉強をする方々のため、夏休み中の休館日（月曜日等）を開館します。ご利用ください。
 書架の図書は自由に閲覧できますが、図書の貸し出しや調査・相談、視聴覚機器やインターネットの利用はできませんのでご了承ください。

臨時開館日 7月21日（月・祝）、22日（火）、28日（月）、8月4日（月）、11日（月）、18日（月）、25日（月）

市立図書館 夏休み中の
休館日を臨時開館